

## 障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏/松戸 利用約款

(適応期間)

第1条 本約款はご利用者が障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏/松戸 利用同意書を当事業所に提出した時から効力を有します。

(利用者からの解除)

第2条 ご利用者は、当事業所に対し登録削除の意思を表明することにより支援を解除・終了することができます。

(当事業所からの解除)

第3条 当事業所はご利用者に対し、次に掲げる場合には支援を解除・終了することができます。

- ①ご利用者やご家族が当事業所、当事業所の職員などに対して利用継続が困難となる程度の背信行為や暴言暴力などを含む反社会的行為を行った場合
- ②天災、災害、施設・設備の故障やその他やむを得ない事由により当事業所での支援が行えない場合
- ③最終支援日より3年間支援履歴が無い場合

(利用料金)

第4条 登録料、相談料、支援料などは発生いたしません。

但し一部支援においては実費相当分を請求することがございます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第5条 当事業所と職員は、千葉県ならびに千葉労働局の定める守秘義務、個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご利用者に関わる個人情報を適正に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、支援を行う上で必要であると判断された場合、企業や関係機関と情報の交換を行うことがございます。

(ハラスメントに対する基本方針)

第6条 当法人は、ご利用者に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えることでより高い満足を提供することを心掛けます。一方で、ご利用者やご家族からの常識の範囲を超えた要求や言動の中には、職員の人格を否定する言動、暴力、セクシュアルハラスメント等の職員の尊厳を傷つけるものもあり、これら行為は、職場環境の悪化を招くゆゆしき問題です。わたしたちは、職員の人権を尊重するため、これらの要求や言動に対しては、ご利用者やご家族に対し、誠意をもって対応しつつも、毅然とした態度で対応します。もし、ご利用者やご家族からこれらの行為を受けた際は、職員が上長等に報告相談することを奨励しており、相談があった際には組織的に対応します。

(約款に定めのない事項)

第7条 この約款に定められていない事項は、ご利用者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(約款の変更)

第8条 この約款は、予告なく変更する場合があります。

なお、変更後は当法人のホームページ <https://www.big-heart.or.jp> に掲載します。

本約款は令和6年8月1日より施行する

## 障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏/松戸利用同意書

私は、社会福祉法人実のりの会 障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏/松戸を利用するにあたり、利用約款について担当者( )による説明を受け、これらを十分に理解した上で利用同意します。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、上記内容に同意いたします。

住所  
氏名

(家族・代理人) 私は、利用者本人の意思を確認いたしました。

住所  
氏名